

年金の世代間不公平を考える¹

～世代間不公平の解消をめざして～

明治大学 商学部 千田亮吉研究室

年金パート

2 0 0 4 年 1 2 月

¹本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、千田教授（明治大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要旨

現在、日本の公的年金制度の財政は困窮している。その原因として、少子高齢化があげられ、現役労働世代4人で年金受給者1人を支えていたものが、2020年には2人で1人を支えねばならないほど若年世代の負担が増えることが予想されている。加えて、低迷経済による低成長や雇用問題などの環境変化によって、日本の公的年金の運用は大変厳しい状態に立たされている状態だ。そんな中で政府が今頭を抱えている問題は、国民年金未加入問題である。若者たちは、自分の拠出額ですらもらえないかわからないような年金に加入することに不安を感じている。また、政府要人たちの国民年金未加入問題などが世間をにぎわしたのも記憶に新しく、さらに国民の不信感をあおるような結果となった。ほぼ賦課方式であるわが国の公的年金制度では、少子・高齢化が進行すれば保険料負担を引き上げざるを得ない。それは先に生まれた世代ほど拠出した保険料負担に対する給付水準が高く、後世代ほどそれが低くなるという「世代間不公平」につながる。われわれの試算では、改革前の保険料（13.58%）での拠出をしたほうが改革後の保険料（18.3%まで上昇）で今後拠出していくよりも世代ごとの負担と受給の比率が小さくなり、世代間の不公平の割合も小さくなることがわかった。そこで2005年から5年ごとに各保険料との差額を算出したところ、2005年に約1500億円、2025年で約1兆円の差額が生じた。これは消費税1%増税で2.5兆円の財源とすると、1%の半分にも満たないということになる。そこで年金法案の廃止と年金目的消費税の導入を提言する。厚生年金と国民年金それぞれの収支差引残高を加算したところ、2025年までに9%の消費税増税で拠出額の不足分を補うことが出来るという結果がでた。

目次

はじめに

第 1 章 年金不信

第 2 章 世代間不公平

第 3 章 計算方法

第 4 章 保険料と世代間不公平

第 5 章 年金目的消費税

参考文献

はじめに

現在、日本の公的年金制度の財政は困窮している。その原因として、少子高齢化があげられ、現役労働世代4人で年金受給者1人を支えていたものが、2020年には2人で1人を支えねばならないほど若年世代の負担が増えることが予想されている。加えて、低迷経済による低成長や雇用問題などの環境変化によって、日本の公的年金の運用は大変厳しい状態に立たされている状態だ。そんな中で政府が今頭を抱えている問題は、国民年金未加入問題である。若者たちは、自分の拠出額ですらもらえるかわからないような年金に加入することに不安を感じている。また、政府要人たちの国民年金未加入問題などが世間をにぎわしたのも記憶に新しく、さらに国民の不信感をあおるような結果となった。このようなことにより、年金に対しての不信感や不満が高まることになったのはいうまでもないが、この不信感は、これから加入する若年世代とすでに給付を受けている老年世代との間に生まれる世代間格差が最も根本的な原因になっていると断言していいだろう。世代間格差がある程度是正されない限り、国民の年金に対する不満は解消されない

こういった状況下で、何かと注目されてきた年金問題だが、私たちは2004年に打ち出された年金改革法案に着目した。この法案の中でもっとも注目すべきは年金保険料の値上げである。現行制度から年々保険料を上昇させていき、18.3%になったところで固定するというものだ。果たして今回の年金改革は世代間不公平や年金財政の悪化に歯止めをかけるものなのか、意味のないものなのか。若年世代の不信感をとりのぞき、未加入問題を解決していくものなのだろうか。新保険料率で運営していく場合と、改正前の保険料率で制度維持していった場合とで比較し、問題点を明らかにすることを目的として、数量的な分析による考察をしていく。

第1章 年金不信

要約

少子高齢化、低迷経済による低成長や雇用問題などの環境変化によって、日本の公的年金の運用は大変厳しい状況にある。そんな中、若者を中心に国民年金未加入問題が広まり、政府も頭を抱えている。この問題は、これから加入する若年世代とすでに給付を受けている老年世代との間に生まれる世代間格差が最も根本的な原因の一つになっているとわかっていいだろう。そこでわれわれは、この問題点を明らかにすることを目的として、新保険料率で運営していく場合と、改正前の保険料率で制度維持していった場合とで比較し、数量的な分析による考察をしていく。

今、年金財政が悪化している。そして、若い世代と高齢世代の世代間格差が叫ばれるようになるのは誰が予想したのだろうか。予想はしていたものの、政府が今まで手を打ってこなかったという現実がある。このままでは保険料を払っただけで、将来、受給年齢になって本当に年金がもらえるのかわからない。もらえたとしても、わずかな年金では生活もできないのではという不安が広がっており、そういった不安はわれわれにとっても他人事ではないのだ。そしてこうした急速な年金不信の広がりには、若年層の年金未納・未加入率の増加という現象までも生んでいる。保険料を誰も払わなければ、年金受給者に支給する原資がなくなり、年金受給者は何ももらえなくなってしまう。すると結局、年金制度は破綻し、年齢に関係なく最悪の結果を招きかねないのである。現在の年金制度では保険料負担はいくらで、年金をいくら受け取ることができるのかが誰にもわからない状態であり、それが消費の不振にまで影響してしまっている。政府は個人がいくらまでの負担でいくら受け取れるのかを明確にするべきであるのではないだろうか。負担増になるかもしれないが、これだけ負担したら大丈夫という案を示すことによって国民を安心させ、それが経済に明るい日差しを差し込ませることになるだろう、との意見も出ている。

現在の公的年金制度の財政が困窮している原因の一つとしては、人口的な問題もあると考えられる。近年、日本は少子高齢化社会となっており、日本の高齢者人口は2002年において18.5%となり、平均寿命の伸びによる高齢者数は今後も増加する予測である。また、合計特殊出生率は2002年に1.33となり少子化の問題もかかえているのだ。現在は現役労働世代約4人で年金受給者1人を支えているが、2020年以降はほぼ2人で1人を支えることになり、労働世代の負担がかなり重くなる。加えて、低迷経済による低成長や雇用問題などの環境変化によって、日本の公的年金の運用は大変苦しくなっていると言える。

後の世代ほど給付の割に大きな負担を強いられる今の制度だと、いつか若い世代が負担を拒否し、制度そのものが維持できなくなる可能性もある。そんな、現行の制度の給付水準を将来にわたって維持しようとする、厚生年金の保険料率は現行の13.58%（本人負担は半分の6.79%）から26%（本人13%）に、国民年金の保険料は現行の月1万3300円から月2万8900円に引き上げなければならない。

こうした年金不信が高まる中、年金不信打開のために2004年6月、年金制度改革法案が参院本会議で共産党を除く野党欠席のまま採決され、与党の賛成多数で成立した。しかし年金制度の一元化などの課題が先送りされ、企業や現役世代に新たな保険料負担を強いるものであり、国民の年金不信を払拭するものとはなっていないのは事実である。2004年の改革を見てみると、政府・与党案では、厚生年金の保険料率の上限を18.3%（本人9.15%）に、国民年金の保険料の上限を月1万6900円にする。保険料は一度に引き上げるのではなく、厚生年金は04年10月から17年度まで毎年0.354%（本人0.177%）ずつ、国民年金は05年4月から17年度まで毎年月額280円ずつ、徐々に引き上げる内容で、家計が急変しないよう配慮されているという。保険料を現行のまま据え置くと、高齢者がもらっている年金は一度に4割程度減らさざるを得ず、生活が困難になることが予想されるため、一定の保険料の引き上げは必要と考えられている。

また、すべての国民に共通する基礎年金の国庫負担割合を、現在の3分の1から、2009年度までに2分の1に引き上げる。これに伴う将来の財源確保に関しては、国民年金法改正案付則で、「2007年度をめどに、社会保障制度全般の改革の動向などを勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行う」とし、税制改革を前提とすることとした。これは昨年末の与党税制改正大綱で、「2007年度をめどに、消費税を含む抜本的税制改正を実現する」としたのを踏まえたものだが、今回の改正では将来の財源確保のための具体的な方策は明記されていない。

国庫負担割合引き上げのための当面の財源は、年金課税強化による増収分（2004年度は272億円、2005年度以降は毎年約1600億円）を充てる。これにより、国庫負担割合は現在の33.3%から34.4%となる。

年金改革に関連して、政府は同日の閣議で、特殊法人・年金資金運用基金を廃止して新たな独立行政法人を設立する年金積立金管理運用独立行政法人法案、年金支給開始年齢の引き上げに伴い65歳までの雇用を確保するための高年齢者雇用安定法改正案などを決定した。

このような改正が行われたが、今回の改正前の年金制度において、現役世代にとっては、支払った額より受け取る額が少なくなるという「世代間の不公平」について着目すると以下のような問題点が挙げられる。

厚生労働省が2003年11月に行った試算によると、厚生年金に加入していた今の高齢者世代は、一生に払った保険料の4倍以上の年金を受給できる。その一方、これから生まれる世代は、平均寿命まで生きても払った保険料分をやや上回る1.2倍の金額を受け取れるだけだ。これほどの格差が生じる最も大きな原因は、後の世代ほど保険料が高くなる「段階保険料方式」のもとで、高齢者が払った保険料が今より少なかったことにある。

厚生年金の保険料率（現行は年収の13.58%、労使折半）は1948年、国民が戦争で疲弊していたことから、月収のわずか3%に設定された。その結果、70歳の夫婦が5600万円の年金を受け取るための保険料が、1380万円で済んでいる。試算では2005年生まれだと、受給額は1億8200万円だが、保険料は1億5800万円にもなる。高齢者は大部分が保険料をすでに払い終えているので、今後の保険料率引き上げの影響を受けない。また、厚生年金の支給開始年齢は65歳への段階的な引き上げが始まっているが、この世代は60歳から満額を受け取っている。この格差に対する対策として、政府・与党の改革案では、すでに受け取り始めた年金についても、物価上昇に伴う増額を小幅にとどめることにより、実質的に目減りさせる。だが、それだけでは格差の根本的な解決にはならないのだ。こういった問題点が明らかになっているうえで、今回の2004年の年金改革が行われた。

本論文では、今回国民の年金不信感を拭うために成立した改革案において実際世代間不公平がどのように動いていくのかを明らかにすることを目的として、数量的な分析による

考察をしていきたい。

第2章 世代間不公平

要約

ほぼ賦課方式であるわが国の公的年金制度では、少子・高齢化が進行すれば保険料負担を引き上げざるを得ない。それは先に生まれた世代ほど拠出した保険料負担に対する給付水準が高く、後世代ほどそれが低くなるという「世代間不公平」につながるのだ。さらに世代間比較を単純化するため、支払った額を上回る年金額が受取れる年齢を調べた。結果、1999年4月時点で60歳の方は69歳、同時点で50歳なら78歳。ところが20歳の方は、94歳までかかる。平均寿命を考えると、若年世代が元を取ることはかなり難しい。

賦課方式に近い財政方式に基づき運営されているわが国の現行の公的年金制度の下では、少子・高齢化が進行すれば、現在の給付水準を大幅に切り下げない限り、保険料負担を引き上げざるを得ない。それは結果として、先に生まれた世代ほど拠出した保険料負担に対する給付水準が高く、後世代ほどそれが低くなるという「世代間不公平」をもたらすこととなる。実際に年金の拠出と受給によって得をする世代、損をする世代が存在しており、厚生労働省年金局の調べで実際のその格差の度合いも割り出されている。こういった「世代間不公平」は現在の年金制度の最も注目すべき問題の1つであり、また、多くの方が「世代間不公平」について言及している。日本総合研究所の主任研究員、西沢和彦氏は、1999年に行われた制度改正でも、世代間格差の是正は不十分であったと指摘する。世代間格差を試算すると、1930年生まれの平均的な夫婦の給付／負担の比率は4.20倍、50年生まれは1.40倍である。一方、90年生まれは0.61倍、2010年生まれは0.50倍まで低下する。政府・与党案では、現役世代の間でも1947-49年生まれの「団塊の世代」を中心とする50歳代と、それより下の世代の間で格差が目立つ。現行制度では、新たに受け取り始めるモデル世帯（夫は平均的な会社員、妻は専業主婦）の給付水準は、現役世代の平均的収入の59.4%とされている。厚生労働省の試算によると、この水準は今後しだいに低下して2022年以降は50.1%となる見通しだ。団塊の世代が65歳になる時点での水準は55%前後と予想されており、まだ半分程度しか下がっていない。また、ある試算で賃金ベースを1935年生まれのものとして、典型的な個人としてみると、国民年金では1935年生まれの人の生涯保険料額が209万円で、生涯受給額が支払った額の5.64倍の1180万円であり、差し引き971万円の受取超過、1970年生まれの人が支払額と受取額がほぼ一致して損得なしになり、それ以降に生まれた人からは支払い超過で、2010年生まれの人では生涯保険料額が1174万円で、生涯受給額が支払った額の0.74倍の870万円であり差し引き304万円の支払い超過の予想となっている。厚生年金でみても、1935年生まれの人の生涯保険料額は1731万円で、生涯受給額が支払った額の3.83倍の6,626万円となっていて差し引き4,895万円の受取超過、1962年生まれの人が支払額と受取額がほぼ一致して損得なしになり、それ以降に生まれた人からはこれも支払い超過で、2010年生まれの人では生涯保険料額が6,401万円で、生涯受給額が支払った額の0.6倍の3812万円であり、なんと差し引き2,589万円の支払い超過の予想となっている。単純に見ても生まれが75年違っただけでこのような不平等が発生していることがわかり、現在の制度への不信感がいっそう強くなる

のは目に見えてわかるだろう。また、世代間比較を単純化するため、年金受取額が支払った額を上回るのに 60 歳から何年かかるか、つまり元が取れる年数を見てみた。すると、1999 年 4 月時点で 60 歳の方は 9 年、50 歳なら 18 年。ところが、20 歳の方は 94 歳までかかってしまう。平均寿命を考えれば、若年世代が元を取ることはかなり難しいと言えるだろう。

こういった年金事情を背景にして、年金に不公平感を持つ若い世代の中には、損得で年金問題を考える傾向が強くなってきている。しかしそれに対し高齢者は、「終戦直後のひもじい時代に育ち、一生懸命働いてきた。年金で得をしようと思ったことはない」と語り、また、昔は公的年金が充実しておらず、親に仕送りをし、同居して養う人も多かったため、このような損得論には釈然としないなどの思いもあるようだ。厚生労働省年金局は「当時の保険料は低かったが、現役世代の可処分所得も低く、負担感はそれなりに重かった」と損得論に反論している。

では実際にどれくらいの損得が発生しているのか、次の表を見て考察してみる。次の表は、現在各年齢で生涯サラリーマンを続けた人が受け取る額の改正後の将来の年金受給額である。

もらえる年金額 (表 1)

月収 (税込)	30歳	35歳	40歳	42歳	44歳	46歳	48歳
300000	1463300	1448500	1433700	1427800	1421900	1416000	1410100
350000	1574500	1558600	1542700	1536400	1530000	1523600	1517300
	50歳	52歳	54歳	56歳	58歳	60歳	
300000	1404200	1419000	1433700	1448500	1463300	1478100	
350000	1510900	1526800	1542700	1558600	1574500	1590400	

「表の見方」：現在の年齢と、月収の交差した数字が、65 歳時点の年金の額 (年間) である。

この表によると、世代による年金受給額にはほとんど差がない。したがって、年金に関する世代間不公平が存在するとすれば、それは負担額の差によるものと考えられる。実際、われわれの計算でも、年金受給額の世代による差は小さいという結果が得られている。当たり前のことだが、昔と今と受取額にはあまり差がないのに昔の倍近くの負担を強いられてまでも年金に加入しなければならないという現状では若い世代から不平不満が出てきてしまうのは当然であろう。このようにして、さまざまな意見やデータを見てみると、「世代間の不公平」はやはり現在の年金制度において、大きな問題となっていることがわかる。

ここでもう一度 2004 年の年金改正の主要な点を確認しておくが、厚生年金の保険料率が上げられ、現在の料率 13.58% (本人負担 6.79%) は、今年 10 月から毎年 0.354% ずつ引き上げられ、2017 年 9 月以降は 18.30% (本人負担 9.15%) に固定される。給付水準の面では、将来受け取る年金の水準は下がり、厚生年金の給付水準の下限は「現役世代の年収の 50%」となる。このため、モデル世帯 (夫は 40 年間会社員として働き、平均月収 36 万円、妻は専業主婦) の場合、現在の年金水準は、現役の年収の 59.3% だが、23 年以降は 50.2% になる。ただし、50% を維持できるのは、年金支給が始まる 65 歳時点である。25 年に年金受給を始める現在 44 歳の人の場合、夫婦のモデル年金は 23.7 万円 (04 年度価値換算) で給付水準は 50.2%。しかし、その 10 年後の 35 年には、給付水準は 45.1% に下がり、85 歳

になる 45 年には 40.5%にまで下がる。さらに、注意しなければならないのは下限 50%に当てはまるのはモデル世帯のみだという点である。夫婦が 40 年間共稼ぎの世帯では、65 歳の年金受給開始時点ですでに 39.3%と 50%を大きく下回り、85 歳時点では 37.1%に低下する。

このように、2004 年には上記のような改革がなされた。この中でも最も注目すべきなのは所得比例部分である厚生年金の保険料の変更である。厚生年金の保険料率が現在の料率 13.58%（本人負担 6.79%）は、今年 10 月から毎年 0.354%ずつ引き上げられ、2017 年 9 月以降は 18.30%（本人負担 9.15%）に固定される、ということになったのだが、この改革によって「世代間不公平」は改革前と比較して解消の方向に向かっているのだろうか。それとも逆に大きくなってしまったのだろうか。2004 年度の改革案に基づいて実際に計算を試みることにした。

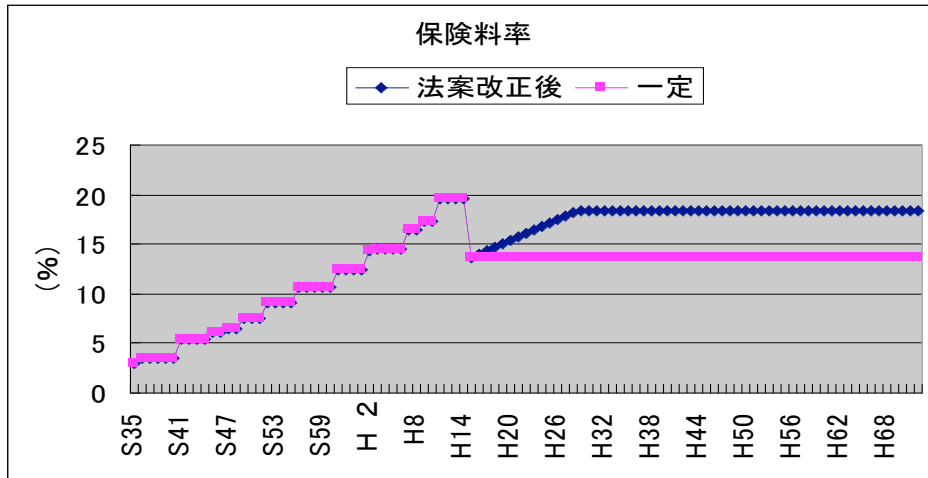
第3章 計算方法

要約

20歳で雇用開始、60歳で雇用終了、65歳から受給し80歳で死亡する。受給期間は15年というモデルを使い、世代ごとの拠出額・受給額を実際に調べた。結果、得るのは昭和35年に20歳になった年代だけで、それ以降の世代は保険料の支払超過で、後の世代になるほどその比率が高くなった。生まれた年ごとの拠出額・受給額の差、「世代間不公平」は実在したのだ。また、新たな保険料率（最終的に18.3%まで上昇）で拠出する場合と現在の保険料率（13.58%）を据え置き一定の拠出した場合との、世代ごとの負担と受給の比率を割り出した時、改革前の保険料（13.58%）で拠出した方が改革後の保険料（18.3%まで上昇）で今後拠出するより世代ごとの負担と受給の比率、世代間の不公平の割合が小さくなることもわかった。

まず、計算をするにあたっての第一の前提としては、年金計算におけるモデルは20歳において、雇用され60歳で雇用を終わり、65歳から受給し80歳で死亡すると仮定する。したがって、受給期間は15年とする。第二に、[]内は1960年、昭和35年に20歳に達したのから、5年区切り(例：昭和40、45、50年など)に一世代のモデルとする。更にすべて年度の総平均ではなく、以後一年一年、該当する世代が支払ったあるいは支払うであろう予想額(平成16年度以降)を抽出し、それを40年間合算したものを平均報酬月額として算出する。第三に、各世代間において、65歳(現行制度における基本の受給年齢)時を基準とした割引現在価値を受給年度にそれぞれ適用する。第四に、この算出方式によって算出された数値は、65歳(現行制度における基本の受給年齢)時を基準にしているため、各世代間の受給額だけを比較するのではなく、あくまで支払額との比較によって有用性をもつのである。したがって、図1は計算の過程において、便宜的に示したものである。

厚生年金の保険料は毎月の標準報酬月額に法律で定められた各世代の保険料率を乗じて算出したものである。ここでの標準報酬月額は、年金法案改正を考慮して、昭和35年から平成16年9月までは事業主から毎月決まって支払われる所定内給与額を、同年10月から平成72年まではさらに年間賞与やその他特別給与額を加えた金額を、それぞれ世代ごとに現在の価値に直したものである。この現在の価値、すなわち割引価値に直すための割引率は、経済環境を考慮して、2004年以前は4%を、2004年以降は2%を使用した。また平成16年以降の標準報酬月額は、実質値では一定であるものと仮定した。そして保険料率は年金法案改正に従い平成16年10月より料率13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年9月以降は18.30%に固定されるものと、比較のために13.58%から変化しないものを使用した。2つの保険料率をグラフで比較すると以下のようなになる。



改正前と改正後の保険料比較 (図 1)

計算方法は、基本形としては平均報酬月額×支給乗率÷資産運用利回りという式に前述の前提を考慮にいと、{平均報酬月額 a 実測値(世代間を考慮に入れない総平均)[×物価上昇率 2%]÷物価換算率}×支給乗率÷運用利回りという式を使用する。運用利回りについては、前述の前提から、(1+割引率)のかたちとする。

第一に、ここで掲げる平均報酬月額は先行研究などで行われたすべての世代の総平均ではなく、世代間を考慮に入れて、ある特定の一つの世代が支払う額の 40 年間分を抽出してその額を平均したものを使用する。第二に、支給乗率とは政府および関連省庁によって定められた数値で、世代間においては該当する 5 年の数値の平均値を使用する。ただし、この支給乗率は、今年度の年金法案改正による変化は軽微であるということ、または世代間の不公平を明確にするために、考慮には入れないものとする。第三に、ある特定の年度(ここでは年金受給の 65 歳時を基準とする)を基準値として 1 とした場合のその年度における割引現在価値で算出する。更に、受給額の計算においては厚生年金における報酬比例部分のみを計算の対象としているが、年金支払額との比較時においては、支払額に国民年金部分の額が含まれているために、受給額においても国民年金の 40 年間の満額である 79 万 4500 円を加算する。

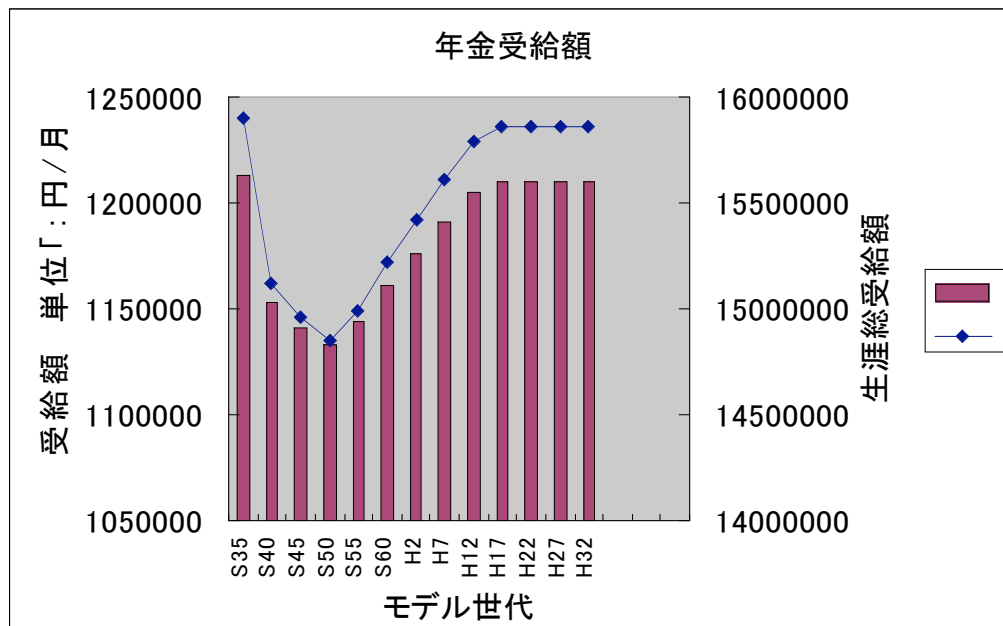
第4章 保険料と世代間不公平

要約

新たな保険料率（最終的に 18.3%まで上昇）で拠出する場合と現在の保険料率（13.58%）を据え置き一定の拠出した場合との、世代ごとの負担と受給の比率を割り出した時、改革前の保険料（13.58%）で拠出した方が改革後の保険料（18.3%まで上昇）で今後拠出するより世代ごとの負担と受給の比率、世代間の不公平の割合が小さくなることもわかった。

このような計算方法を用いて将来の世代の年金受給額や支払額総額を算出する。また、2004 年の改正によって改定された新たな保険料（最終的に 18.3%へ上昇）で拠出していく場合と、現在の保険料（13.58%）を据え置き一定のままでの拠出をした場合との世代ごとの負担と受給の比率を計算し、その結果を比較してみる。

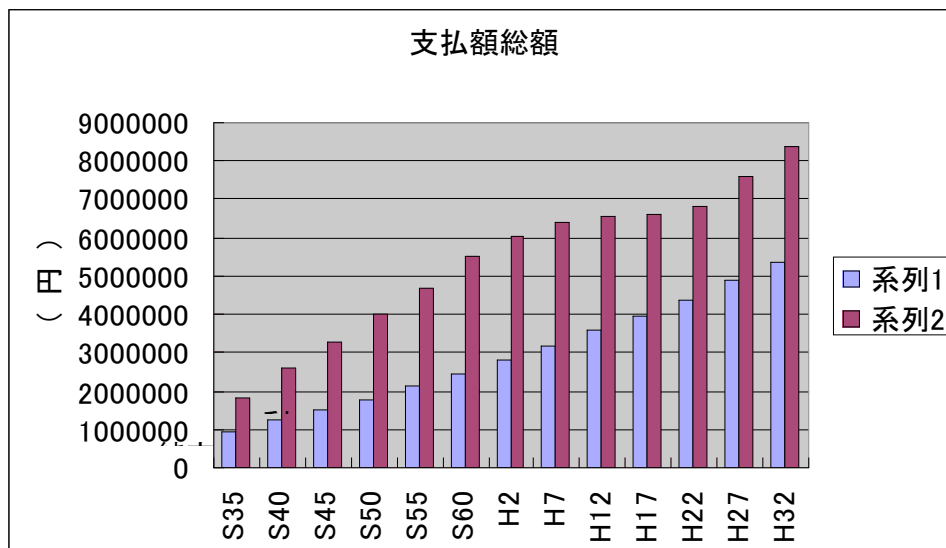
下の図はモデル世代別に見た年金の月額受給額と生涯総受給額を表したものである。



年金受給額 (図 2)

図からもわかるように、昭和 50 年に 20 歳になった人の受給額が最も少ないものになっている。その後、月額・生涯受給額共に V 字回復をしているように見えるが、保険料の拠出額であり、受給額自体が回復しているように見えるのは、拠出額の大幅増によって支えられているということに注意したい。

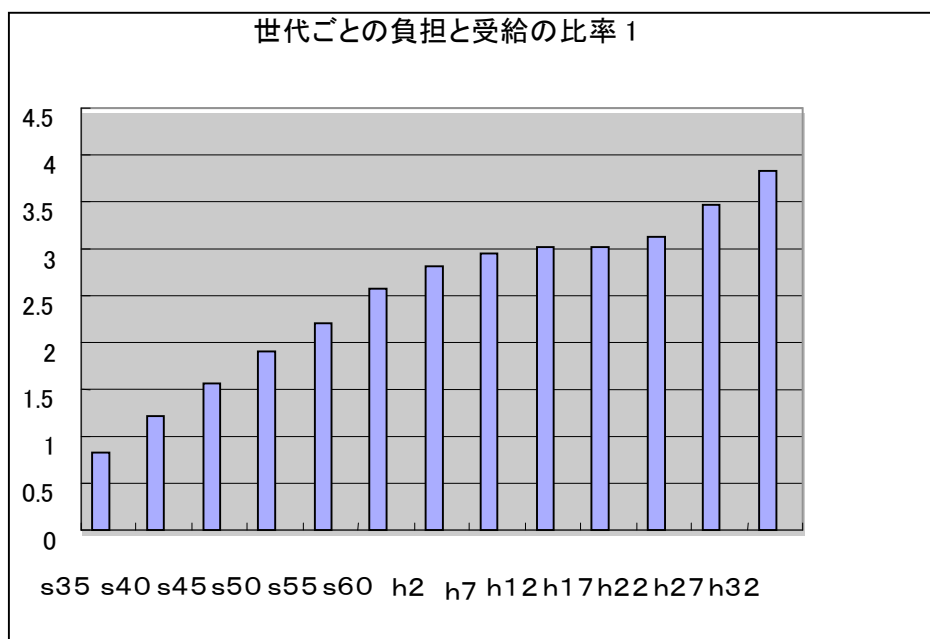
それを踏まえうえて、次は保険料の支払い総額について見てみよう。
 下の図は世代別の年金保険料支払い総額を比較しているもので、純粋な支払い総額と現在価値に直した支払い総額を表している。



年金支払総額(図 3)

後の世代になるにつれ保険料の支払額は大きくなっており、現在価値に直して見ても、保険料の増額ははっきりと見て取ることができる。こうして前述の表面的な受給額回復を支えているのは、支払い保険料の増額によるものだということがこの図によって明らかになった。

これまでは受給額と支払額を別々に計算し比較してきたが、さらに世代間の不公平をわかりやすくするために、この 2 つの数値をあわせ、世代ごとの負担と受給の比率にして表してみる。



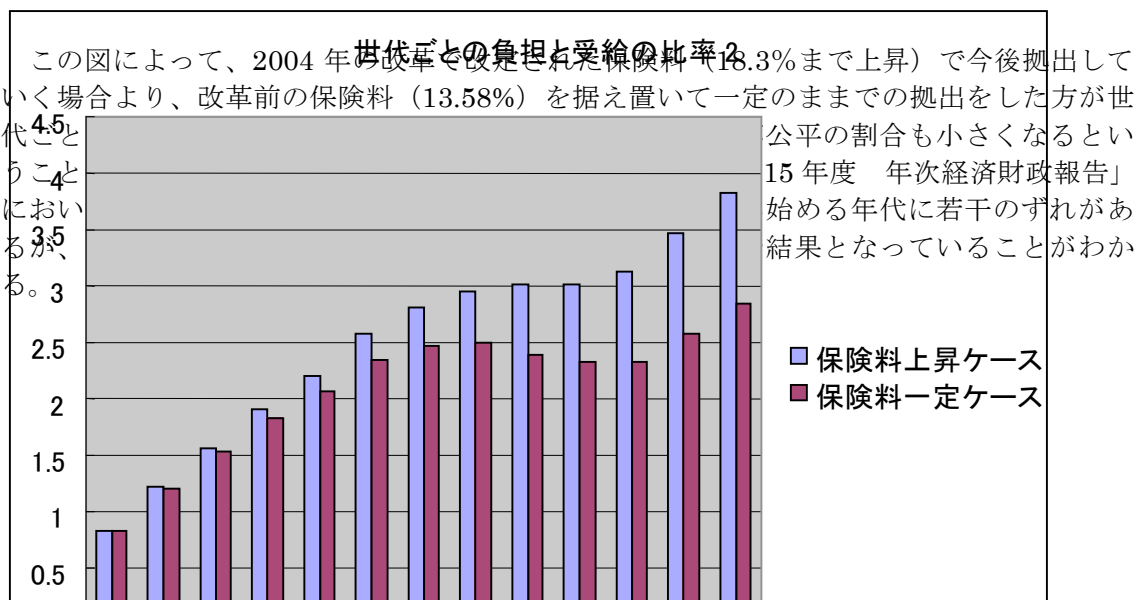
世代ごとの負担と受給の比率(図 4)

上の図は世代ごとの負担と受給の比率にして表している。ここでの保険料の値も 2004 年の改革によって保険料が 18.3%まであがっていくケースで計算している。

年金によって得をしているのは、保険料負担と受給との比率が 1 より小さい昭和 35 年に 20 歳になった年代だけということがわかる。それ以降の世代は保険料の支払超過となり、後の世代になるほどその比率が大きくなっている。これは支払超過が後の世代ほど大きいということを意味する。

今回の 2004 年改革後の新しい年金保険料のもとで、今後拠出・受給がどうなっていくのかということと、世代間の不公平がどのようになるのかということとは理解できた。しかし、今回の改革は本当に世代間の不公平を是正するものとなっているのだろうか。そこで、この節のはじめに述べた 2004 年の改正によって改定された新たな保険料（最終的に 18.3%へ上昇）で拠出していく場合と、現在の保険料（13.58%）を据え置き一定のままでの拠出をした場合とでの、世代ごとの負担と受給の比率を比較してみたい。

下の図は、2004 年の改正によって改定された新たな保険料（最終的に 18.3%へ上昇）で拠出していく場合と、現在の保険料（13.58%）を据え置き一定のままでの拠出をした場合とでの、世代ごとの負担と受給の比率を比較した図である。



第5章 年金目的消費税

要約

2005年から5年ごとに改革前の保険料と改革後の保険料の差額を算出したところ、2025年で約1兆円と消費税1%で得られる税収、2.5兆円の半分にも満たないということがわかった。つまり、消費税増税を行えば保険料を引き上げる必要がないのだ。そこで年金法案の廃止と年金目的消費税の導入を提言する。厚生年金と国民年金それぞれの収支差引残高を加算したところ、2025年までに9%の消費税増税で拠出額の不足分を補うことが出来るという結果がでた。この政策によって、世代間の不公平を少しでも縮小して若年層の年金不信を払拭し、国民の信頼を取り戻せるよう願う。

改革前の保険料（13.58%）での拠出をしたほうが改革後の保険料（18.3%まで上昇）で今後拠出していくよりも世代ごとの負担と受給の比率が小さくなり、世代間の不公平の割合も小さくなることがわかったのだが、保険料の引き上げをしないと年金の財源が不足してしまう。この財源不足をどのようにして補っていくかを考える。まず、改革前の保険料と改革後の保険料では財源自体にどれほどの差額が生じるか、2005年から2025年まで5年ごとに調べた。以下の表がそれぞれの金額を示したものである。

保険料による財源（表2）

	2005（年）	2010	2015	2020	2025
保険料改正後（万円）	239269636	281739030	342583613	367043466	388992885
保険料改正前	224746747	238262301	253158714	271142697	287233048
保険料差額	14522889	43476729	89424899	95900770	101759837

この試算は前述のそれぞれ支払額の計算結果に将来の各世代の労働力人口をかけて合計したものである。ここでの労働力人口は被保険者数であると仮定した。また、前述の支払額は男性のみの場合の数値であるので、女性の場合の数値も同様に算出して足し合わせた。この結果によると、2005年に約1500億円、2025年で約1兆円の差額が生じることになる。一見大きな額にも感じるが、消費税1%で2.5兆円の財源を得ることができる。つまりこの差額は消費税1%の半分にも満たないのだ。これは、消費税増税を行えば保険料を引き上げる必要がないことを意味する。そこでわれわれは新年金法案の廃止と年金目的消費税の導入を提言する。では実際にどれほどの年金目的消費税増税が必要なのだろうか。

2005年から同様に5年ごとの国民年金と厚生年金の収支差引残高をそれぞれ加算して、1%（＝2.5兆円）で割ることによって、不足分を補うための最適な税率を求めた。この試算によると、2005年で約2%、2025年までに約9%の年金目的税で不足額をまかなえると

いう結果が出た。即刻に 9%の増税を求めたいとこだが、年金の財源に消費税を導入することには批判があるだろう。

確かに消費税は現役労働世代に比べて所得が低くなった高齢者にとっての負担割合が大きく世代的な不公平や所得逆進性があるとい側面をもつ。しかし、年金は高齢者の社会保障という性質上、社会の構成員である高齢者も多少の負担もやむをえず、払った消費税は最終的に自分に還元されることを考えれば理解を得られるはずだ。それでも、もし逆進的だというのはなら、欧州の国のように食品などに対して軽減税率を用いればよい。

また、消費税ではなく所得税によって年金負担をすると、所得税には自営業者と給与所得者との間のいわゆる「クロヨン問題」も存在し、所得税での負担をあげるとことは社会保障（今回の場合は主に年金）の負担を現役勤労世代のみに負担させてしまって、新たな世代間の不公平を生みかねない。同様に、所得税は消費税と比較すると景気などに左右されやすいので必ずしも安定的とはいえないが、それに対して消費税は税制が簡素で租税ベースが広く水平的公平性が高いので、労働世代・高齢者の隔たりなく、社会保障費を公平に拠出できるのだ。

海外でよく見られ、年金目的消費税に並ぶ候補とされている積み立て方式に関してだが、この方式には大きく分けて 3 つの批判がある。第一の批判として、積立方式移行の話をするなかで必ずといっていいほど論議となり、且つ最も重要である、いわゆる「二重の負担」の問題である。「二重の負担」とは、積立方式に移行したのはいいものの、現在年金を受け取っている人は過去に新方式にあわせての積立をしていないので、そういった人には年金が給付されず、また、まもなく保険料の支払いが終わる人（拠出期間の短い人）にとってみれば、積立額はかなり少ないので受け取れる額も小額になってしまう。新方式創設時の青年層にとって積立期間に対しての問題は何も無いのだが、上記の拠出していない人たちや拠出期間の短かった人たちは事実上新方式の年金に頼ることはできないので青年層が世話をしなくてはならないことになる。そうすると青年層は自分の保険料の拠出と前の世代の世話をするという 2 つの負担を背負わなくてはならなくなる、これが「二重の負担」ということである。そしてまた、この移行期間において損をする青年層は選挙権を持っているということから政治的に見ても積立方式への移行ハードルは高いといえる。次に、積立方式への第二の批判としては、公的年金が創設された理由の 1 つに「世代間の助け合い」があるのだから現在の方式でいいのではないか、というものである。二次大戦などで失うものが大きかった世代に対してその次の世代がある程度面倒をみるのは当然のことである、ということだ。しかし、現在の方式のままだと、戦時・戦後世代の次の世代はそれなりの負担をしているし、最近保険料を払い始めた世代、そして、これから生まれてくる世代はさらに大きい負担をすることになる。また、財政的に見ても厳しくなる一方で、世代間の助け合いはおろか年金自体が無くなりかねないのだ。世代間の助け合いの気持ちは確かに理解できるが、それは過去の理想論であって、現在の、後の世代にツケをまわしているという状態を見てしまうと「世代間の助け合い」という考え方は、もう説得力をもたないだろう。最後、第三の批判としては「積立方式ではインフレに対応できないのではないか」というものだ。この問題に対し「八田達夫・小口登良著 年金改革論 1999 年 日本経済新聞社」では「第一に金利の自由化後は、金利はインフレに連動してあがるようになった。すなわち積立はインフレでも目減りしなくなったのである。金利の自由化が着々と進行しつつある現在の日本では積立方式に対するこのような批判は当てはまらない。第二に金利が再編成されるようになったとしても現在の日本では積立方式のほうが賦課方式よりもすぐれている。金利が再編成された場合のインフレが心配なら補完的な仕掛けとしての賦課方式など、積立方式にしたうえで、その上にインフレヘッジの仕掛けを追加的に作ればよい」と、2 つの点で批判を覆している。そして、たとえこれらの批評を全て克服できたとしても、積み立て方式は移行するのに莫大なコストを要する。積立方式に移行する際の

ことを考えてみると、移行するときに生まれた世代（移行の年に20歳になる人）以降の人は、ただ積立方式での年金拠出し、引退後はそれを受け取ればいいのだが、急激に移行すると現在給付を受けている人やまもなく給付を受ける人の年金給付の財源がなくなってしまう。その財源を考えられるすべての増税や年金積立金などによって賄おうとしてみた。2025年に移行すると仮定し消費税を2007年から現在より10%あげて15%にし、そのうち8%を年金移行の財源として18年間積み立てて、そこに年金の積立金（2025年時 予想額は245兆円）を足しそれを財源として食いつぶしていても、その財源は計算上2054年には尽きてしまい2025年に移行するとして、最終的な給付が完了する2085年までは到底もたないことが計算してみた。2階建て部分を一時的に休ませることについて調べたところ、「政策構想フォーラム」に似た考えがあった。「2階部分を段階的に積立方式に移行するには、幾つかの方法が考えられる。そのなかで、われわれは、自分がどのような年金制度の下にあるかを各世代が明確に意識し、主体的に老後への備えができるように、次のような方法を提言する。すなわち、1980年以降に生まれた世代（新世代）には、2階部分については一切保険料の負担を求めず、したがって将来においても2階部分の年金は一切支給しないものとする。つまり、新世代にとっては1階部分の基礎年金だけが存在する（したがって彼らが支払うのは基礎年金の保険料だけである）。2階部分の保険料を支払わない世代は、2001年では1980年生まれの者だけだが、その後は次第に増えていき、2045年になるとどの世代も保険料を拠出しなくなる。なお、この考え方では、2階部分をなくすことと、積立方式への移行とを同じものとして処理していることに注意されたい。これは、積立方式で年金を運用する場合、拠出した分が将来すべて年金として戻ってくるので、生涯を通じてみると収支の面では年金が存在しないことと同じになるからである。新世代は2階部分の保険料を支払わない代わりに、個人で年金を積み立てることになる。つまり、2階部分をなくすこと、積立方式への移行は経済学的に見るとほぼ同じ内容となっている。一方、1979年以前に生まれた世代（旧世代）については、現行制度を維持する。しかし、後述するように、そのままではこの世代の中の若年世代に著しい負担が生じることになる。そのため給付の削減が必要となるが、その詳細は次節で詳しく述べる。こうして、1979年以前に生まれた世代と1980年以降に生まれた世代とは、まったく異なる制度が適用されることになる」というものだ。この考えでみると、1979年生まれの人への平均的な給付が終わるのは2060年であり、2060年から完全に積立方式に移行できると考えられる。そして1979年以前に生まれた世代まで（旧世代）については、現行制度を維持するといっており、その給付が問題になるが、そういった積立方式への移行に要するコストを実際に計算してみた。1979年以前生まれの世代は現在の方式での保険料を支払い続け、そして、受け取る年金も現在までに払った額に見合うように給付される。また、今回の改正で「国庫負担2分の1へ引き上げる」と変更があった基礎年金給付の国庫負担だが、それは2分の1に相当する額は将来においても国庫の負担によって賄われると仮定する。その場合は、現在の賦課方式が旧世代に今後給付を約束していると想定される年金総額は約1,500兆円と推計されるのだが、その財源の調達が最大の問題となる。まず年金積立金を見てみると現在約180兆で、2001年以降において旧世代への年金給付の財源となるのは、まず1つ目に、旧世代が現在の方式の下で今後も拠出する保険料の総額、次に、新しい世代が今後拠出するであろう基礎年金保険料総額、そして最後に基礎年金給付額の国庫の負担、の3つであり、それらの合計は約900兆円となる。したがって、その差し引き約420兆円（=1,500兆円-180兆円-900兆円）が不足していることになる。この約420兆円もの金額が、賦課方式から積立方式への移行に要する総コストであると考えてよい。

消費税によって年金を改革・維持していく方式を導入すれば、いわゆる「第3号被保険者問題」も実質的に解消されるはずだ。「第3号被保険者問題」とは現在の制度で民間サラ

リーマンや公務員の夫を持つ専業主婦など第3号被保険者となっている人は、保険料を支払わなくても年金を受給できるもので1985年の改革から導入され2000年時点で約1157万人いる。他にも、消費税を財源とすれば、公平性を生かす形となり、家庭の外で働く女性にとって不公平である現在の制度のこうした問題点も実質的に改善されことになるだろう。

次に消費税（付加価値税）率15%ということに対してだが、ほかの国と比較してみると、日本の5%というのは台湾と同じ水準であり、タイで7%、インドネシアや韓国で10%、中国では17%となっているし、社会保障の充実しているスウェーデンは25%、スウェーデンを含めたEUでは15~25%が一般的でありOECDでも日本の5%消費税率は最も低いものとなっている。そうした事をしっかりと踏まえたうえで、年金のために消費税をあげて年金制度を抜本的に改革し、安心できる社会保障制度を創設するためだと国民に説明すれば、消費税率の引き上げにも納得できる人が多いはずである。

年金問題は決して他人事ではない。この政策によって、少しでも多くの世代間不公平を縮小して国民の信頼を取り戻し、全国民が安心して老後の生活が送れるよう願う。

参考文献

- ① 水野勝之 著 2001年『どうなってるの？日本の経済』中央経済社
- ② 八田達夫・小口登良著 1999年『年金改革論』日本経済新聞社 参照
- ③ 週刊エコノミスト 7.6号
- ④ 読売オンライン 追跡年金改革どうする世代間の不公平感
<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/special/43/kaikaku33.htm>(2004/11/10)
- ⑤ 亀岡秀人 著『破綻する！年金』宝島新書
- ⑥ 賃金構造基本調査
- ⑦ 高山憲之 著 2000年『年金の教室』PHP 研究所
- ⑧ 高山憲之 著 2004年『安心と信頼の年金改革』東洋経済新報社
- ⑨ 経済企画庁(2000)『公的年金制度の考え方と抜本的改革の方向性 経済分析』第161号。
- ⑩ 年金の世代間格差は当たり前 [http://homepage.mac.com\(2004/11/10\)](http://homepage.mac.com(2004/11/10))
- ⑪ 総務省統計局「平成14年10月1日現在推計人口」
- ⑫ 厚生労働省 平成16年年金制度改正について
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/03/dl/s0304-3f1.pdf>(2004/9/)
- ⑬ 厚生労働省 年金財政ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/04/index.html>(2004/9/17)
- ⑭ 経済財政諮問会議ホームページ <http://www.keizai-shimon.go.jp/>(2004/11/10)
- ⑮ 厚生労働省 年金財政ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/04/04-16.html>(2004/11/10)
- ⑯ 平成11年版年金白書 社会保険研究所 1999年10月
- ⑰ 日本総合研究所ホームページ
<http://www.jri.co.jp/JRR/2001/12/pp-nenkin.html>(2004/9/25)
- ⑱ 内閣府 2003年『年次経済財政報告』